

## 協議第3号

### 環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。  
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- 2 環境審議会は、合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。
- 3 環境対策に関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。

ただし、稲沢市の浄化槽清掃費補助事業は廃止する。

平成16年3月13日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 17 環境対策事業の取扱い
調整の内容	<p>環境対策事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</li><li>2 環境審議会は、合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。</li><li>3 環境対策に関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。 ただし、稲沢市の浄化槽清掃費補助事業は廃止する。</li></ol>

【提案理由】

環境の保全に対する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画は、新市において新たに策定し、地域の環境改善に向けた体系的な取り組みを進めるものである。

補助制度については、負担の公平性・受益者負担の原則に基づき、行政格差を生じないように制度を統一するものである。

環境に関する各種事務事業については、関係法令に基づき、適正に実施・処理するために調整するものである。

【現況】

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
環境基本計画	環境基本計画 平成 15 年 12 月策定	環境基本計画 平成 13 年 3 月策定	該当なし	該当なし	合併後に計画の内容を見直し、新たな計画を策定する。
環境審議会	環境審議会 委員 10 名 任期 2 年 委員報酬 9,300 円/1 回 任期満了日 平成 16 年 3 月 31 日	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。
合併処理浄化槽設置整備補助事業	稲沢市合併処理浄化槽設置事業補助金 補助額 5 人槽 231,000 円 7 人槽 267,000 円 10 人槽 336,000 円	祖父江町合併処理浄化槽設置事業補助金 補助額 1 基 200,000 円	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。
浄化槽清掃費補助事業	稲沢市浄化槽清掃費補助金 補助額 1,800 円 / 1 m <sup>3</sup>	該当なし	該当なし	該当なし	稲沢市の補助制度を廃止する。
NOx・PM法に伴う	稲沢市最新規制適合車等早期代替促進費補助金 補助額 車両購入価格の	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
補 助 事 業	10% (限度額 500 千円) NOx・PM法車種規制対策 地域	(NOx・PM法車種規制対策 地域の指定なし)	(NOx・PM法車種規制対策 地域)		
ね ず み 及 び 衛 生 害 虫 駆 除	ねずみ及び衛生害虫駆除 希望する行政区に機械を貸 し出し  薬剤の補助 乳剤 5,670 円/18 ㍓缶 粉剤 1,940 円/10kg 袋 平成 16 年度に廃止する。	ねずみ及び衛生害虫駆除 希望する行政区に機械を 貸し出し	ねずみ及び衛生害虫駆除 希望する行政区に薬剤を 配布、機械を貸し出し	該当なし	合併時に稲沢市 の制度に統一する。
環 境 衛 生 制 度	側溝清掃 汚泥の処理 区処理 1 回 5,000 円(年 2 回まで) 委託業者回収 2t ダンプ 67,800 円/1 日	側溝清掃 汚泥の処理 区処理 1 回 10,000 円(年 2 回まで)	該当なし	該当なし	汚泥は、専門業者 (産廃処理業者等) により処理するこ ととする。
犬・猫引 取 り 及 び 捕 獲 事 業	犬・猫の引取り及び捕獲 実施していない 県動物保護管理センター尾 張支部へ連絡	犬・猫の引取り及び捕獲 実施している(捕獲器設 置) 毎週木曜日に県動物保護 管理センター尾張支部へ引 き渡し	犬・猫の引取り及び捕獲 実施している(捕獲器設 置) 毎週木曜日に県動物保護 管理センター尾張支部へ引 き渡し	該当なし	合併時に稲沢市 の制度に統一する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
環境美化	<p>ごみゼロ運動</p> <p>一斉清掃 年2回</p> <p>ごみ袋を区へ配布</p> <p>委託業者回収</p> <p>2t ダンプ 58,200 円 / 1 日</p> <p>事業所へも実施依頼</p>	<p>ごみゼロ運動</p> <p>清掃活動 年1回</p> <p>ごみ袋を各戸へ配布(年2回)</p> <p>事業所へも実施依頼</p> <p>空き缶圧縮装置貸出し</p> <p>団体等へ無料貸し出し(1回5日以内)</p>	<p>ごみゼロ運動</p> <p>一斉清掃 年2回</p> <p>行政区へ世帯数の1/2ごみ袋配布</p> <p>2t ダンプ借上げ4台</p> <p>(1回 12,000 円 / 0.5 日 税別)</p> <p>平和町で収集・処理</p> <p>事業所へも実施依頼</p>	該当なし	収集は、直営方式とし、ごみ袋作成費のみ予算化する。
浄化槽清掃業の許可	<p>浄化槽清掃業の許可</p> <p>浄化槽清掃業の許可 3件</p> <p>許可の期間 2年</p> <p>有効期限</p> <p>平成16年3月31日</p> <p>手数料</p> <p>許可 5,000 円 / 1 件</p> <p>再交付 1,000 円 / 1 件</p>	<p>浄化槽清掃業の許可</p> <p>浄化槽清掃業の許可 4件</p> <p>許可の期間 2年</p> <p>有効期限</p> <p>平成16年3月31日</p> <p>手数料</p> <p>許可 5,150 円 / 1 件</p> <p>再交付 1,030 円 / 1 件</p>	<p>浄化槽清掃業の許可</p> <p>浄化槽清掃業の許可 1件</p> <p>許可の期間 2年</p> <p>有効期限</p> <p>平成16年3月31日</p> <p>手数料</p> <p>許可 5,000 円 / 1 件</p> <p>再交付 1,000 円 / 1 件</p>	該当なし	同様の制度であり、合併時に稲沢市の制度に統一する。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
河川浄化事業	河川浄化推進事業 E M活性液による河川浄化事業	河川浄化推進事業 河川浄化推進協議会 委員 20名 任期 2年 任期満了日 平成17年3月31日 生活排水クリーン推進員 委員 7名 任期 2年 任期満了日 平成17年3月31日	該当なし	該当なし	合併時に祖父江町の河川浄化推進協議会等は、他の制度へ統合し廃止する。
環境・衛生委員	環境委員の設置 任期 1年 均等割 3,500円 世帯割 66円/世帯 委員数 202人	衛生委員の設置 任期 1年 報償費 3,000円/年額 委員数 71人	衛生委員の設置 任期 1年 報酬 410円/戸 委員数 41人	該当なし	合併時に職務内容に生活排水監視の内容を盛り込み、名称を環境委員とする。 委員報酬については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
I S Oに関すること	I S Oに関する事務事業 平成13年9月26日認証取得システム適用の範囲 市役所のほか市民センター等42か所	I S Oに関する事務事業 ISO14001 認証取得プロジェクトチーム検討会	該当なし	該当なし	合併後に稲沢市の制度に統一し、適用範囲の拡大を図る。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
その他の環境対策制度	自然保護 啓発事業 環境学習会	自然保護 啓発事業 環境宣言 平成 15 年 5 月 31 日宣言	自然保護 啓発事業 企業と公害防止協定 協定 2 社 覚書 1 社	周辺対策 清掃工場、斎場、し尿処理場 周辺住民への対策 稲沢清掃工場周辺地区環境 会議（年 2 回、中野・西島）	合併後に、その他の環境対策に関する制度は、調整し引き続き実施するものとする。